

平成28年12月15日

■■■■■■■■■■ 殿

法務省入国管理局参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

平成28年11月18日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

- ① 外国の日本語学科の学生が、旅館Xで6か月間のインターンシップを行った場合であって、一度帰国した後、同じ旅館でさらに5か月間の再インターンシップを行おうとする場合、在留資格「特定活動」に係る在留資格認定証明書の交付対象となるか。
- ② 外国の観光日本語学科の学生が、ホテルYで6か月間のインターンシップを行って帰国した場合であって、帰国して1年後、前回のインターンシップ先とは別の旅館Zにおいて6か月間のインターンシップを行おうとする場合、在留資格「特定活動」に係る在留資格認定証明書の交付対象となるか。

(回答)

過去にインターンシップに係る在留歴があることは、前回と同一機関であるか否かに関わらず、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号で定める期間を超えない限り、同号該当による在留資格「特定活動」の決定の妨げとなるものではなく、上記①及び②のいずれの場合も、在留資格「特定活動」に係る在留資格認定証明書の交付対象となり得る。

なお、在留資格認定証明書の交付を受けるためには、他の上陸許可要件（申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものではないこと、上陸拒否事由に該当しないこと等）も満たす必要があることは言うまでもない。

以 上